

マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願 (日本を指定国官庁とする場合)の留意点

令和3年1月

国際意匠・商標出願室



1. 各種手続書類に共通する留意事項

- 手続方法：
 - 書面により手続をする必要があります（電子出願ソフトによる**オンライン手続はできません**）。
- 記載事項：
 - 【出願番号】の欄には、国際登録番号を記載してください。
(事後指定による国際商標登録出願の場合には、「〇〇〇〇**年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号**」のように記載してください。)
 - **提出者の押印は不要です（令和2年12月28日～）**。
 - 提出者の識別番号の記載により、住所（居所）の記載を省略することはできません。
- 書面の言語：
 - 国際登録の名義人を記載する場合は、国際登録簿に記録された文字と同一の文字を使用してください。
(国際登録簿の記録は、Madrid Monitor(<https://www3.wipo.int/madrid/monitor/en/>)から確認可能)
 - 【指定商品（指定役務）】の内容は英語で記載してください。
 - その他の項目は日本語で記載してください。

2. 代理人受任届に関する留意事項

【書類名】 代理人受任届
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】
【出願番号】 国際登録第1234567号

【手続きをした者】

【住所又は居所】 15 chemin des Colombettes 1131 GENÈVE 10 Suisse
【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【受任した代理人】
（【識別番号】） ○○○○○○○○○○
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名又は名称】 国際 太郎

【提出物件の目録】
【物件名】 代理権を証明する書面 1
又は
【包括委任状番号】 ○○○○○○○○

事後指定の場合は、「○年○月○日に事後指定が記録された国際登録第○○○○○○○号」のように記載してください。

国際登録の名義人の「住所又は居所」及び「氏名又は名称」は、国際登録簿に記録された文字と同一の文字で記載してください。（国際登録簿は、Madrid Monitor (<https://www3.wipo.int/madrid/monitor/en/>) で確認可能)

代理人の住所及び氏名の記載が必要です。識別番号の記載による住所の省略はできません。

※押印は不要になりました。

※代理人の住所を変更する場合は、「代理人住所（居所）変更届」の提出が必要です。識別番号に対する変更手続とは別に、事件毎に届出を行う必要があるので、ご注意ください。

包括委任状番号が未通知の場合、次のように記載してください。

【提出物件の目録】
【物件名】 代理権を証明する書面 1
【援用の表示】 令和○年○月○日提出の包括委任状を援用する。

※包括委任状提出書の写しを添付してください。 2

3. 委任状に関する留意事項

委任状 (文例)

私は弁理士〇〇〇〇、同××××を代理人と定めて下記事項を委任する。

1. 国際登録第 1234567 号に関する一切の件
2. 上記事件につき、復代理人を選任及び解任する件、拒絶査定不服若しくは補正却下の決定に対する審判を請求する件、並びに、放棄、取下げ若しくは出願変更をする件
3. 上記各項に関し、行政不服審査法に基づく諸手続を行う件、及び取下げをする件

〇〇〇〇年〇月〇日

住所 東京都千代田区霞が関3-4-3
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku
100-8915(JP)

名称 ▲▲株式会社
▲▲ KABUSHIKI KAISHA
(also trading as ▲▲ Corporation)

代表者 代表取締役社長 ■■■■

※委任状は**原本を提出**する必要があります。

※左記の委任事項は文例です。
委任事項は名義人と代理人で決定してください。

※外国語で記載された委任状には翻訳文を添付してください。

委任状の作成日を記載してください。

名義人の住所・名称（氏名）は、**国際登録簿に記録された文字と同一の文字で記載してください。**

（国際登録簿は、Madrid Monitor (<https://www3.wipo.int/madrid/monitor/en/>) で確認可能)

名義人又は代表権のある者の記名が必要です。

※押印（又は署名）は不要になりました。
※記名は、手書きでもタイプ印字でも、氏名が明瞭に記載されていれば問題ありません。

4. 手続補正書（指定商品・役務の補正）に関する留意事項

- 手続補正書の提出期限について

- ✓ 国際登録日又は事後指定日が**2020年3月31日まで**の国際商標登録出願の場合

- 暫定的拒絶通報の発送日から3月（発信主義）。
- 期間延長請求は、応答期間内に1回（1月）及び応答期間経過後に1回（2月）の最長3月の請求が可能。
- 案件が特許庁に係属している間は、上記期限に関わらず、WIPO国際事務局にMM6を提出することにより指定商品・役務の補正が可能。

※注意※

審査官通知（暫定的拒絶通報後に補正を出願人に促す通知）に対して、手続補正書は提出できません。WIPO国際事務局にMM6を提出してください。

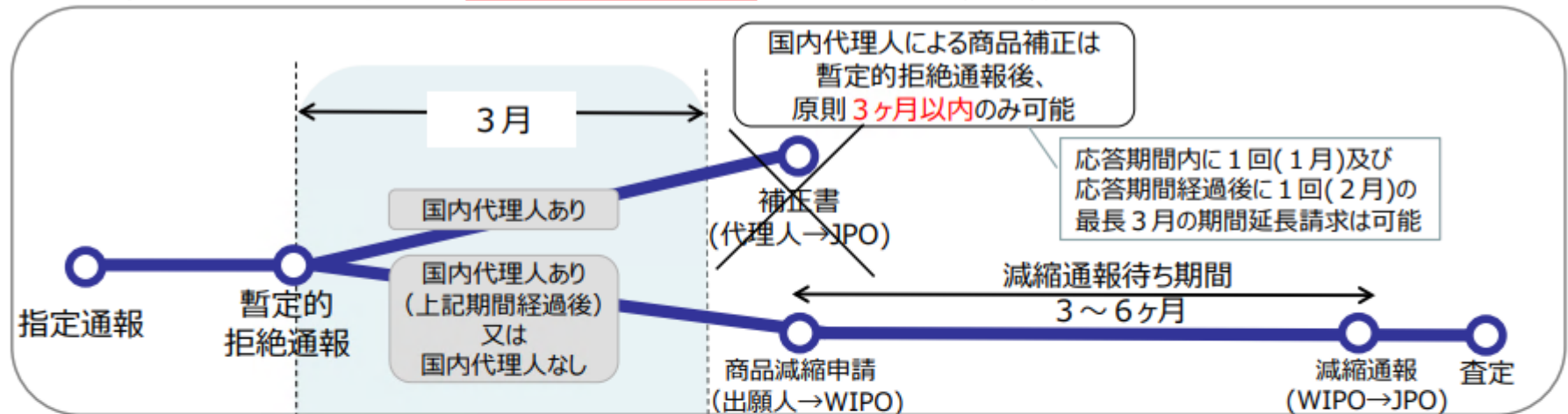
- ✓ 国際登録日又は事後指定日が**2020年4月1日以降**の国際商標登録出願の場合

- 暫定的拒絶通報の発送日後、案件が審査、審判及び再審に係属している間は、手続補正書の提出が可能。
- 従前どおり、WIPO国際事務局にMM6を提出することによる指定商品・役務の補正も可能（案件が特許庁に係属している間）。

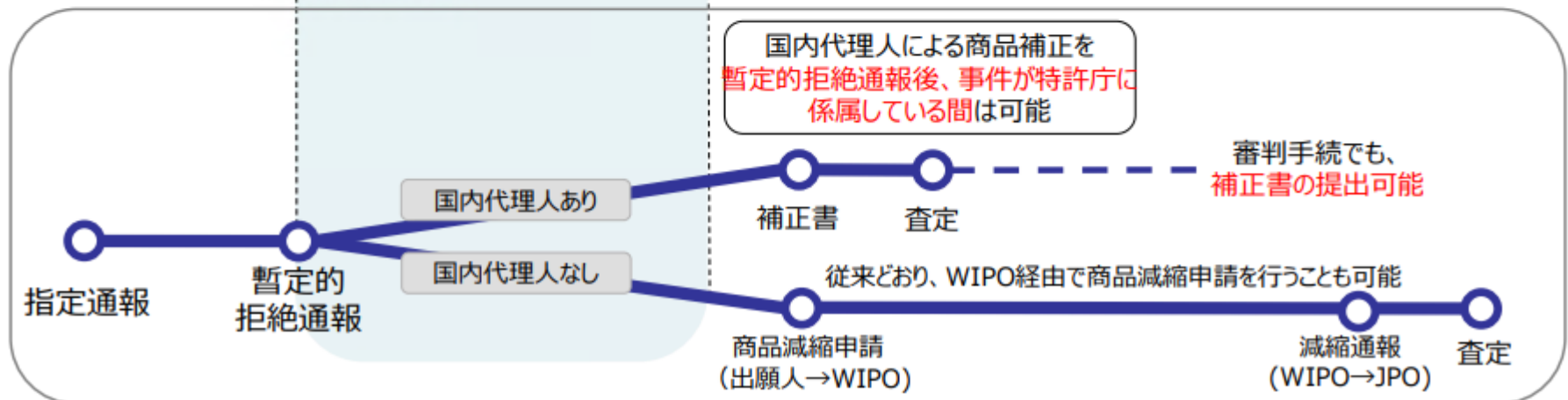
4. 手続補正書（指定商品・役務の補正）に関する留意事項

- 手続補正書の提出期限について（参考）

国際登録日又は事後指定日が**2020年3月31日まで**の国際商標登録出願



国際登録日又は事後指定日が**2020年4月1日以降**の国際商標登録出願



4. 手続補正書（指定商品・役務の補正）に関する留意事項

・ 手続補正書の記載方法について

【書類名】 手続補正書
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁審査官 殿

【事件の表示】
【出願番号】 国際登録第1234567号

【補正をする者】
【住所又は居所】 15 chemin des Coimbettes 1131 GENÈVE 10 Suisse
【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名又は名称】 国際 太郎

【手続補正1】
【補正対象書類名】 商標登録願
【補正対象項目名】 第14類
【補正方法】 変更
【補正の内容】
【第14類】
【指定商品(指定役務)】 Watches; wristwatches; wall clocks.

【手続補正2】
【補正対象書類名】 商標登録願
【補正対象項目名】 第15類
【補正方法】 削除

- ✓ 指定商品・役務を区分単位で補正するときは、左記のように記載します。
- ✓ 指定商品・役務の全文を補正するときは、
【補正対象項目名】の欄に「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」と記載し、
【補正の内容】の欄には、補正をしない区分・指定商品（役務）を含め、補正後の全ての区分・指定商品（役務）を記載してください。
※記載のない区分・指定商品（役務）は削除されたこととなりますので、ご注意ください。

<左記の補正内容を全文補正により記載する場合の記載例>

【手続補正1】
【補正対象書類名】 商標登録願
【補正対象項目名】 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
【補正の方法】 変更
【補正の内容】
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】
【第14類】
【指定商品(指定役務)】
Watches; wristwatch; wall clocks.

お問い合わせ先

国際意匠・商標出願室

指定国官庁担当

電話：03-3581-1101 内線：2672

